

農業競争力強化プログラム

平成28年11月

自由民主党農林・食料戦略調査会
農林部会・畜産・酪農対策小委員会
農林水産業骨太方針策定PT
農業基本政策検討PT

公明党農林水産業活性化調査会
農 林 水 産 部 会

1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

(1) 生産資材価格の引下げ

生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を図るため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。

また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。

- ② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。

公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。

- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。
- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。
- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を

促進する。

また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。
- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。
そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。
- ⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。
- ⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

(2) (1) に関連する全農の生産資材の買い方

① 全農の購買事業の見直し

生産資材価格の引下げを図るには、生産資材業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換するべく、以下の改革を実行する。

- 全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換する。
- 全農は、農業者・農協の代理人として共同購入の機能を十分に発揮する。また、全農は、農業者・農協に対し、価格と諸経費を区別して請求する。
- 改革後の全農は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組み

以下 省

主要農作物種子法

- 主要農作物種子法は、昭和27年の制定以来、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に寄与。
- 一方、①制度発足時と比べ種子の品質が安定してきたことから、全国一律で、優良品種の決定や、原種・原原種の生産の義務付け等を法制度として措置するまでの必要性は乏しくなっていること、②都道府県中心の制度であるため、民間事業者が参入しにくい面があること等を踏まえ、「農業競争力強化プログラム」において主要農作物種子法を廃止することとされたもの。
- 今後は、都道府県における主要農作物の種子の生産体制を生かしつつ、民間事業者の活力を活用して、種子の開発及び供給を推進。

○ 主要農作物の収穫量の推移

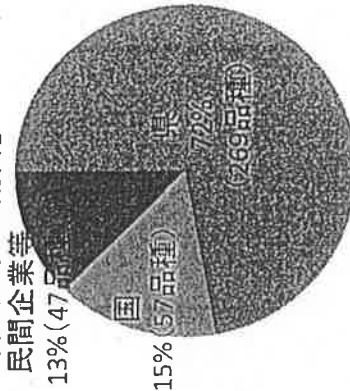
(kg/10a)

	昭和27年	昭和58年	平成27年
水稻	337	459	531
小麦	213	303	471
大豆	127	151	171

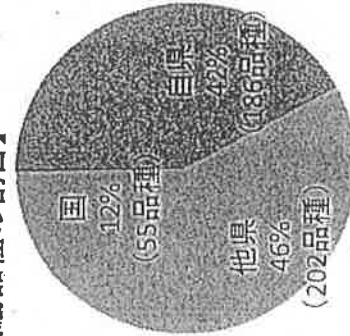
・ 法制定時（昭和27年）は、食糧増産という国家的要請の中で、**稲・小麦・大豆の生産の根幹を担う優良な種子について、優良品種の決定や、原種・原原種の生産の義務付け等を全国一律の法制度として措置する必要がある**が、現在においては既に**安定的な生産を実現**。

○ 稲の開発者別品種数

【普及品種の割合】注1



【奨励品種の割合】注2



注1) うち玄米・醸造用玄米の産地品種銘柄における奨励品種数（平成28年産）
注2) うち玄米・醸造用玄米の奨励品種のべ品種数（平成26年3月末現在）
※個人農家による育成品種1品種を含む

- ・ 民間企業が開発した品種は都道府県が開発した品種と比べて、特に優れた形質などが無いと奨励品種には指定され難い傾向。
- ・ 例えば稲では、民間企業が開発した品種で、奨励品種に指定されている品種が無い。

主要農作物
種子法を廃止

需要に応じた多様
な種子の供給

民間事業者の活力

都道府県の
種子生産体制

主要農作物種子法について①

- 食糧増産に対応するため、戦後間もない昭和27年に制定され、
① 稲・麦・大豆について、都道府県において普及すべき優良な品種を決定する
② 都道府県が優良な種子を生産するための措置を規定。

都道府県が行う稲・麦・大豆の優良な種子の生産

○ 稲・麦・大豆について、都道府県内に普及すべき優良な品種（「奨励品種」）を決定するための試験を都道府県に義務づけ

○ 原則として「奨励品種」の原々種・原種の生産、種子生産ほ場の指定、生産された種子の審査等を都道府県が行い種子を生産

法制定時（昭和27年）は、食糧増産という国家的要請の中で、主要農作物である稲・麦・大豆の生産の根幹を担う優良な種子の生産・普及を国・都道府県が担うことが必要であった。

【現状】

○ 食用の稲、麦、大豆は、主要農作物種子法のスキームで、原則として奨励品種について、都道府県が原々種・原種生産を行い、優良な種子の安定供給を行っている状況。

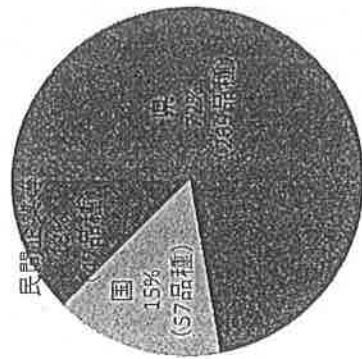
○ 他方、飼料用米に用いられる多収品種は必ずしも奨励品種に決定されておらず、主要農作物種子法のスキームに依らない形で種子の生産、供給がなされている状況。

○ 稲・麦・大豆は食糧を安定的に確保する上で重要な品目であり、その種子の生産については、主要農作物種子法や戦前の同様の規則によって国や都道府県が主体となっており、一方、野菜については民間企業が主体となっており、歴史的経緯がある。

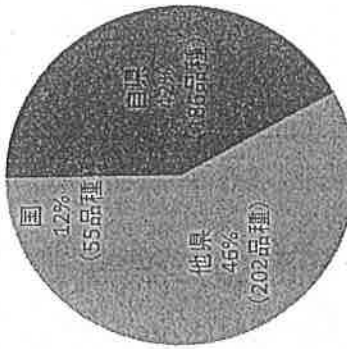
主要農作物種子法について②

- 主要農作物種子法においては、都道府県が自県の気象・土壌条件などの特性を踏まえて自県で普及すべき奨励品種を決定。
- 主要農作物種子法に基づく奨励品種に指定されれば、都道府県はその種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるため、公費を投入して自ら開発した品種を優先的に奨励品種に指定。一方、民間企業が開発した品種は都道府県が開発した品種と比べて、特に優れた形質などがなく、奨励品種には指定されず、例えば稲では、民間企業が開発した品種で、奨励品種に指定されている品種は無い状況。
- その結果、都道府県が開発した品種は、民間企業が開発した品種よりも安く提供することが可能。
- このように、都道府県と民間企業では競争条件が同等とはなっていないため、民間企業が稲・麦・大豆種子産業に参入しにくい状況となっている。
- なお、アメリカにおける稲、麦の種子の開発は主に民間企業や大学で、販売は民間企業で、大豆種子は主に民間企業で開発、販売がなされている。

○ 稲の普及品種の開発者について ○ 稲の奨励品種の開発者について



うるち玄米・醸造用玄米の実品種数：373
(平成28年度産地品種銘柄)



うるち玄米・醸造用玄米の延べ品種数：444
(平成26年3月末現在奨励品種)
※個人農家による育成品種1品種を含む

○ 業務用に用いられる品種の生産状況について

銘柄	開発者	生産量	奨励品種
きらら397	北海道	78,191トン	北海道
まっしぐら	青森県	136,010トン	青森県
みつひかり	三井化学 アグロ(株)	4,414トン	設定無し

(生産量は平成27年度農産物検査結果より)

(20kgあたり)

・業務用に用いられる品種

開発者	品種	価格
都道府県	コシヒカリ(石川県)	7,920円
	ヒノヒカリ(熊本県)	7,670円
民間企業	とねのめぐみ	17,280円

・主食用に用いられる品種

開発者	品種	価格
都道府県	きらら397(北海道)	7,100円
	まっしぐら(青森県)	8,100円
民間企業	みつひかり	80,000円

(価格は生産者渡し価格、穀物課調べ)

主要農作物種子法について③

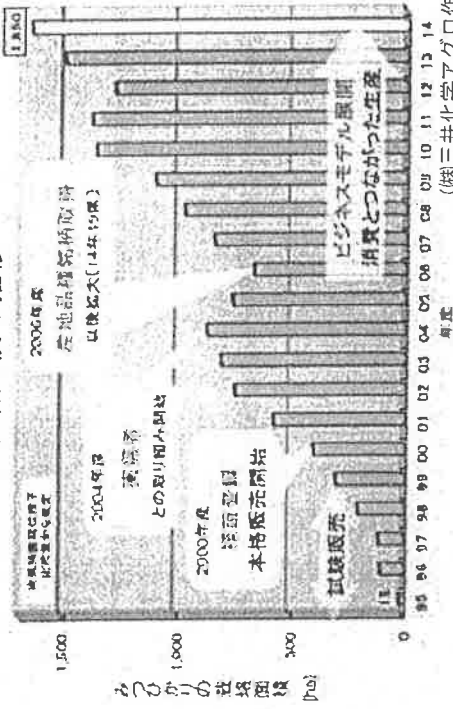
- 民間企業が参入しにくい中においても、普及が進んでいる品種も存在。
- 民間企業が開発した「みつひかり」は38都府県で栽培されている。奨励品種には設定されていないが、大手牛井チエーンの一線が、種子の販売の際には、このような需要先の紹介とセットでPRすることにより、栽培面積は年々増加。
- なお、F1種子のため種子生産に手間がかかる上、生産性も悪いので種子代は高いが、超多収であるため粗収益も高く、一般的な栽培と比べても所得は遜色ない。(平均的な収量は530kg/10a、みつひかりは720kg/10a)
- このように、民間企業も優れた品種を開発してきており、国や都道府県と民間企業が平等に競争できる環境を整備する必要。

○みつひかりが栽培されている38都府県(2014年産)

- 東北 … 宮城県、山形県、福島県
- 関東 … 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
- 北陸 … 山梨県、静岡県
- 東海 … 新潟県、富山県、石川県、福井県
- 近畿 … 愛知県、岐阜県、三重県
- 中国四国… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
- 九州 … 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県
- 九州 … 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(栽培されていないのは、北海道、青森県、岩手県、秋田県、長野県、奈良県、和歌山県、高知県、沖縄県の9道県)

○みつひかり栽培面積の推移

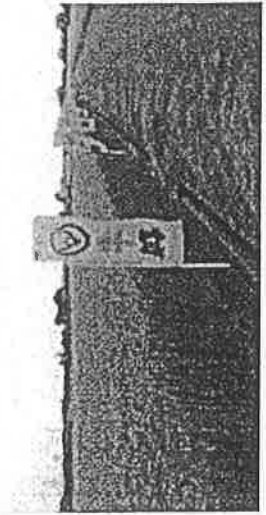


(株)三井化学アグリ調べ

○需要先とみつひかり生産者との連携

	みつひかり	全品種平均
全算入生産費 ① (うち種子代)	123,200 (16,000)	103,612 (1,600)
主産物粗収益 ②	142,812	117,739
所得 (②-①)	19,812	14,128

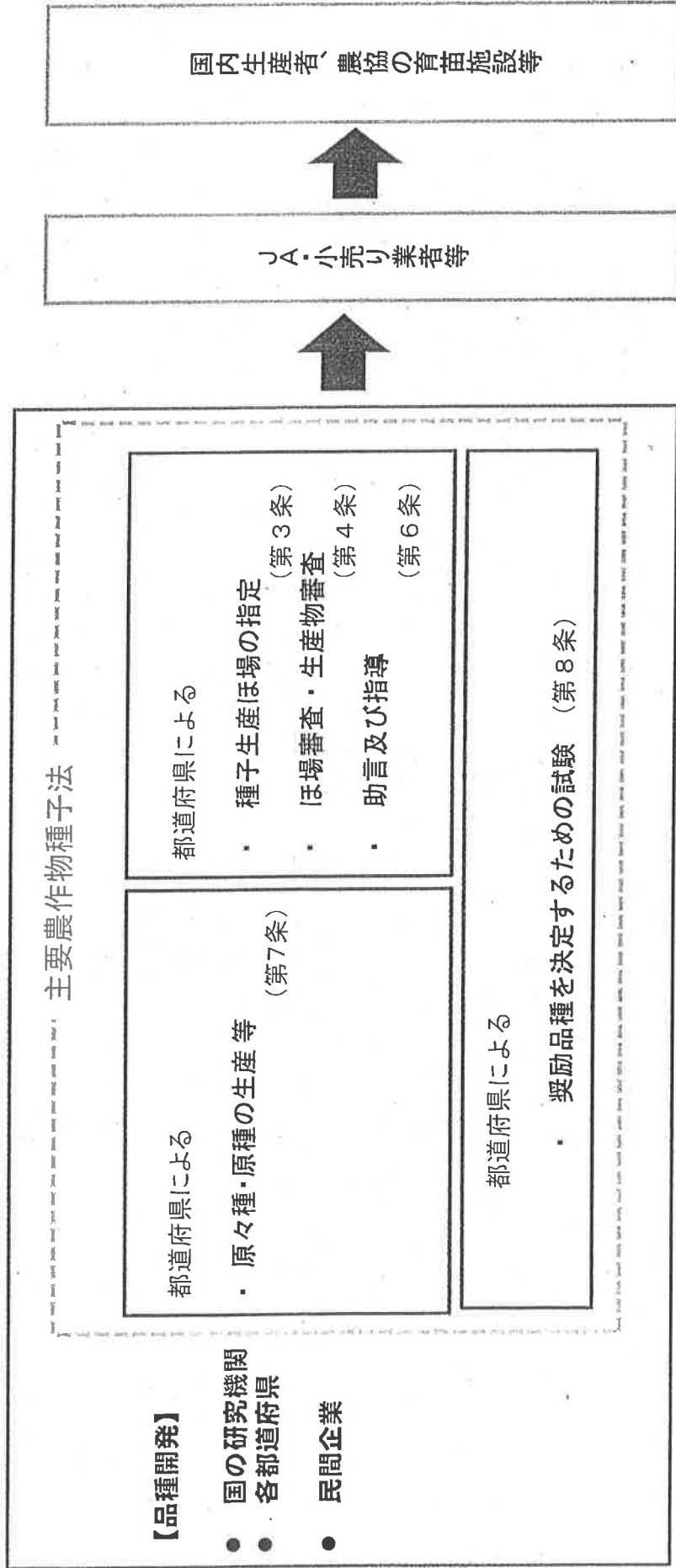
(「平成26年産生産費」、三井化学アグリ(株)からの聞き取りをもとに穀物課で試算)



希望した生産者に大手牛井チエーンからノボリを提供。
みつひかり栽培ほ場に設置。

主要農作物種子の流通について

○主要農作物種子の流通構造



主要農作物種子法は廃止しますが、
稲・麦・大豆の種子の安定供給はしっかり行います。

昭和27年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景として、稲・麦・大豆の種子に特化して、都道府県にその生産・普及を義務付けていた主要農作物種子法(種子法)は廃止しますが、以下の措置を講じることにより、都道府県の種子開発・供給体制を活かしつつ、民間事業者との連携を促進し、種子の開発・供給を活性化していきます。

① 農業競争力強化支援法案に都道府県の役割を位置付けます。

- ・ 農業競争力強化支援法案に「都道府県が有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進」することを規定します。

② 種子の品質は種苗法と農産物検査で担保します。

- ・ 種子法に規定してきた種子の品質等に関する基準については、野菜を含めた全ての作物をカバーする種苗法の告示に定め、引き続き、農産物検査も行うことにより、優良な種子の生産を担保します。

③ 都道府県に対する支援措置を確保します。

- ・ 種子法に関する補助金は平成10年に一般財源化しています。優良な種子の供給に必要な地方交付税を今後とも確保し、通知等によりその旨を明らかにします。

④ 官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を推進します。

- ・ 種子法の廃止により、都道府県による稲・麦・大豆の種子の研究開発が阻害されることはありません。
- ・ 農業競争力強化支援法案に「民間事業者が行う技術開発等を促進するとともに、独法・都道府県が有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進」することを規定しており、都道府県を含めた官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を活性化します。

⑤ 都道府県と民間事業者の連携により、我が国の種子の開発・供給を活性化し、外資の参入に対応します。

- ・ 種子法が外資の参入を防止していたわけではありません。
- ・ 今後、民間事業者との連携により種子の開発・供給が活性化し、我が国の種子の優位性が高まれば、外資との競争にも対抗できます。